

環境白書について

環境省では、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づき白書を作成することとなっている。例年、環境月間である 6 月に閣議決定している。

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を統合的に実現するという環境省の政策や国民の環境政策に対する理解増進のため、また、白書の作成を効率化するため、近年、3つの白書を1冊に合本化して「環境白書」と総称して刊行している。政府が発行する白書の中では人気が高く、4番目の発行部数。平成 21 年版の発行部数は、13,000 部。

	環境白書	循環型社会白書	生物多様性白書
根拠法	環境基本法	循環型社会形成推進基本法	生物多様性基本法
経緯	S44～S46 年版：公害白書 S47～H21 年版：環境白書 ※H22 年版は、42 回目の白書	H13 年版から刊行 ※平成 19 年版から、 環境白書と合冊	H21 年版から刊行 ※平成 21 年版から、 環境白書と合冊

平成二十一年度に行った施策

第1部 総合的な施策等に関する報告

→別紙参照

毎年、白書の発行時期に合わせた適切なテーマを設定して記述する政策のハイライト

第2部 各分野の施策等に関する報告

環境基本計画に沿った構成で記述し、年次報告として施策の動向、データ等を歴年で参照できるもの

第1章	低炭素社会の構築
第2章	地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
第3章	循環型社会の形成
第4章	化学物質の環境リスクの評価・管理
第5章	生物多様性の保全及び持続可能な利用
第6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

平成二十二年度に行う施策

第1章	低炭素社会の構築
第2章	地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
第3章	循環型社会の形成
第4章	化学物質の環境リスクの評価・管理
第5章	生物多様性の保全及び持続可能な利用
第6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策